

山口県パートナーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、性の多様性を認め合う環境づくりを通じて、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指すため、山口県パートナーシップ宣誓制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いの人生において、互いに協力して継続的に生活をともにすることを約した二者間の関係であって、その一方又は双方が、性的指向（自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向）が異性に限らない者又は性自認（自己の性別についての認識）が出生時に判定された性と一致しない者であるものをいう。
- (2) パートナー パートナーシップにある相手方をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップにある者同士が、知事に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をしようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 成年に達していること
- (2) 双方又はいずれか一方が県内に住所を有し、又は4月以内に県内への転入を予定していること。
- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がなく、宣誓に係るパートナー以外の者とパートナーシップを形成していないこと。
- (4) 宣誓に係るパートナーと直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。ただし、宣誓に係るパートナーとパートナーシップに基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーと共に山口県パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下宣誓書）という。）に自ら署名し、当該書類を知事に提出するものとする。ただし、自ら署名することができない場合は、他の者にこれを記入させることができる。

2 前項の規定により宣誓書を提出するときは、次に掲げる書類（届出の日前3月以内に発行されたものに限る。）を添付するものとする。

- (1) 宣誓をしようとする者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書（個人番号が記載されていないもの。）
- (2) 宣誓をしようとする者に係る独身証明書又は戸籍抄本

- 3 前項の規定にかかわらず、知事が認める場合は、同項に定める書類に類する書類をもってこれに代えることができる。
- 4 宣誓書の提出は、知事が指定する場所において又は郵送により行うものとする。
- 5 知事は、宣誓をしようとする者が、本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。
 - (1) 個人番号カード
 - (2) 旅券
 - (3) 運転免許証
 - (4) その他官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの。
 - (5) 前各号に掲げる書類に準ずるものとして知事が適当と認める書類
- 6 前項の確認は、知事が指定する方法でインターネットにより行うことができる。

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、前条の規定による宣誓書の提出にあつては、社会生活上日常的に使用している氏名（以下「通称名」という。）の使用を希望し、知事が必要と認める場合は、戸籍上の氏名と併せて、通称名を使用することができる。この場合において、知事は、同条第2項の書類の提出と併せて、社員証の写し、郵便物の写しその他日常生活においてその通称名を使用していることが確認できる書類の提出を求めるものとする。

(県内転入の場合の手續)

第6条 宣誓をしようとする者の双方が県外に在住しており、今後、その双方又はいずれか一方が県内への転入を予定している者（以下「転入予定者」という。）は、第4条の規定による宣誓書を提出した日から4月以内に、県内への転入を証する住民票の写しを知事に提出するものとする。

(宣誓書の写し等の交付)

第7条 知事は、宣誓をしようとする者が第3条に規定する要件を満たしていると認めるときは、山口県パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号。以下「受領証」という。）を2通、山口県パートナーシップ宣誓書受領カード（様式第3号、以下「カード」という。）を2通作成し、受付印を押した宣誓書の写し1通とともに宣誓を行った者に交付するものとする。

- 2 受領証には、第5条の規定により通称名を使用したときは、通称名を氏名欄に、氏名を特記事項欄にそれぞれ記載するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、知事は、転入予定者には、山口県パートナーシップ宣誓制度転入予定者受付票（様式第4号、以下「受付票」という。）を交付し、前条の規程による住民票の写しの提出があつたときに、受付票と引き換えに、受領証及びカード（以下「受領証等」という。）及び宣誓書の写しを交付するものとする。

(受領証等の再交付)

第8条 受領証等の交付を受けた者が、紛失、毀損、汚損等の事情により再交付を希望するときは、山口県パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第5号。以下「再

交付申請書」という。)を知事に提出しなければならない。

この場合において、毀損、汚損により受領証等の再交付を受けるときは、再交付申請書に当該受領証等を添付しなければならない。また、紛失により再交付を受けるときは、受領証の写し、パートナーのカードの写し、宣誓書の写しのいずれかを添付しなければならない。

- 2 知事は第1項の規定による提出があったときは、その内容を確認し、受領証等を再交付するものとする。
- 3 紛失のため第1項の規定による再交付を受けた者は、紛失した受領証等を発見したときは、速やかに発見した受領証等を知事に返還しなければならない。
- 4 第4条第5項及び第6項の規定は、第1項の申請について準用する。

(宣誓事項の変更の届出)

第9条 受領証等の交付を受けた者は、提出書類に記載した事項に変更があった場合(次条第1項の規定により返還届を提出する場合を除く。)は、山口県パートナーシップ宣誓事項変更届(様式第6号)に変更内容が確認できる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、その内容を確認し、変更後の内容を記載した受領証等を交付するものとする。この場合において、変更前の受領証等は回収するものとする。
- 3 第4条第5項及び第6項の規定は、前項の届出について準用する。

(受領証等の返還)

第10条 宣誓を行った者は、次の各号のいずれかに該当するときは、山口県パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第7号)に受領証等を添付して、これを知事に提出しなければならない。

- (1) パートナーシップが解消されたとき。
- (2) 双方が県内に住所を有しなくなったとき。
- (3) 宣誓を行った者の一方が死亡したとき。
- (4) 第12条の規定により、宣誓が無効になったとき。
- (5) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき。

(使用停止処理後の再交付)

第11条 知事は、前条第3号に該当し、受領証等を返還した者(以下「3号返還者」という。)が希望するときは、当該届出受領証等に死亡した日の翌日以降使用できない旨を明示した上で、再び交付するものとする。

- 2 前項の交付を希望するときは、3号返還者は、山口県パートナーシップ宣誓書受領証等使用停止処理後再交付申請書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。
- 3 第4条第5項及び第6項の規定は、前項の申請について準用する。

(無効となる宣誓)

第12条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は無効とする。

- (1) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。
- (2) 宣誓書の写し等を不正に利用し、又は偽造し、若しくは変造したと認めるとき。

(事前調整)

第13条 宣誓をしようとする者は、あらかじめ宣誓をする日時等について県と調整するものとする。

(県内市町との連携の取扱い)

第14条 県内市町が交付したパートナーシップ宣誓制度等の宣誓があった旨を証明する書類については、山口県の受領証等と同等の効力があるものとして扱う。この場合において、宣誓者(受領証等が効力を有する範囲)は、第2条及び第3条に規定するものに限る。

(他の自治体との連携)

第15条 他の自治体と連携協定等を締結した場合は、本要綱の内容に関わらず、協定等に基づき運用する。

(個人情報の適正な取扱い)

第16条 この要綱に基づき収集した個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平15年法律第57号)等に基づいて、適切に管理及び保管するものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、制度の取扱いに関し必要な事項は、環境生活部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

(検討)

第2条 県は、この要綱の施行の状況及び社会的環境の変化に応じ、この要綱の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。